

○島田市金谷体育センター条例

令和2年7月10日

条例第32号

島田市金谷体育センター条例（平成17年島田市条例第160号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 島田市は、市民の体育レクリエーションその他文化的行事及び集会の用に供する体育施設として体育センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市金谷体育センター	島田市金谷栄町3431番地

（指定管理者による管理）

第3条 島田市金谷体育センター（以下「センター」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う管理の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- センターの利用の許可に関する業務
- センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関して教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総

合的に審査し、センターの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はセンターの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は

休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用の許可）

第11条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

（利用の不許可）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 指定管理者がセンターの管理及び運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

（利用の許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が第11条第2項の規定により付された利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がセンターの管理上利用させることが適当でなくなったと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の許可を取り消し、利用の許可をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料)

第14条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由によりセンターを利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の日前5日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が第11条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許

可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、センターを許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の原状回復の義務)

第18条 利用者は、センターの利用が終わったとき、又は第13条第1項若しくは第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が利用者から徴収するものとする。

(行為の制限)

第19条 次に掲げる行為をするためにセンター（第11条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第11条第1項後段及び第2項、第12条、第13条並びに前2条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第11条第2項」とあるのは「第19条第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(特別設備の制限)

第20条 センターにおいては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第18条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第21条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者若しく

は第19条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第24条 故意又は過失により、センターの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の島田市金谷体育センター条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定による指定管理者の公募及び新条例第14条第2項に規定する利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第3条第2項、第5条から第8条まで並びに第14条第2項及び第3項の規定の

例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の島田市金谷体育センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会又は市長がした許可その他の行為（新条例第4条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例の規定により教育委員会又は市長に対してされている使用の許可に係る手続その他の行為（新条例第4条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の許可に係る手続その他の行為とみなす。

#### 別表（第14条関係）

##### 1 体育室等利用料

室名	利用者区分	利用時間			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
体育室	一般	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
	その他	3,300円	3,300円	3,830円	10,430円
卓球室	一般	430円	430円	430円	1,310円
	その他	1,410円	1,410円	1,970円	4,820円
ミーティングルーム	一般	210円	210円	210円	650円
	その他	530円	530円	760円	1,850円

#### 備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（センターに入館する者から利用者が領収する金銭又は利用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない利用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する利用者をいう。
- 3 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料は、その利用面積が体育室面

積の2分の1に満たないときは、上記の額の2分の1の額とする。

4 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料は、利用する卓球台1組につき上記の額の4分の1の額とする。ただし、上記の利用料の額を限度とする。

5 上記利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## 2 冷暖房利用料

室名	単位	利用料
卓球室	1台当たり、1時間につき	100円